

美浜区地域活性化支援事業に係る審査要領

1 目的

この要領は、美浜区自主企画事業補助金交付要綱第2条第1項第1号に定める地域活性化支援事業の補助金交付決定の審査について、美浜区地域活性化支援事業に係る実施要領（以下「実施要領」という。）を補完するため、定めるものとする。

2 審査委員会

審査にあたっては、以下のとおり審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会に委員長、委員を置く。
- (2) 委員長は、美浜区長とする。また、委員は美浜区副区長、美浜保健福祉センター所長、美浜区地域づくり支援課長とし、美浜区長が特に必要と認める場合は、美浜区長が指名する者を加えることができるものとする。
- (3) 審査委員会は、非公開とする。
- (4) 審査委員会の事務局は、美浜区地域づくり支援課に置く。
- (5) 審査委員会の委員長に事故があるときは、美浜区副区長が委員長の職務を代理する。

3 審査委員会の審査について

- (1) 委員は、別表のシートにより合計50点で審査する。
- (2) 採点の結果、委員が評価項目Iのいずれかを1点、又は総合計点数を25点以下の得点とした場合は、交付対象から除外する。
- (3) 委員は、実施要領第5条第2項に定めるアドバイザーの意見を審査の参考とすることができる。

4 交付の決定

美浜区長は、審査委員会の審査結果を参考に、本補助金の交付について決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 魅力ある美浜区づくり活動支援等に係る審査要領（平成23年5月20日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。